

議案第6号

朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

林野火災予防の実効性を高めることを目的として、総務省消防庁が所管する火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が改正されたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例

朝来市火入れに関する条例（平成17年朝来市条例第190号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(火入れの通知)</p> <p>第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、<u>火入れを行う日の前日</u>までに火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。</p>	<p>(火入れの通知)</p> <p>第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、<u>火入れを行う前日</u>までに火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。</p>
<p>(火入責任者の義務)</p> <p>第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に<u>当たらなければならない</u>。</p>	<p>(火入責任者の義務)</p> <p>第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に<u>当らなければならない</u>。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(火入れの方法)</p> <p>第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、<u>できる限り</u>小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。</p>	<p>(火入れの方法)</p> <p>第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び<u>できる限り</u>小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p>

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合は、速やかに消火しなければならない。

(南但消防本部消防長への通知等)

第16条 (略)

2 (略)

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 (略)

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(南但消防本部消防長への通知等)

第16条 (略)

2 (略)

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。